改正後

（損失補償の申請）

第一条　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により損失補償の申請をしようとする者は、補償されるべき損失の内容を説明する参考資料を添付して、損失補償申請書を提出しなければならない。

２　［略］

様式第一号

損失補償申請書

年　月　日

申請者の住所
氏名
（名称）　　印

防衛大臣　殿

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律第二条の規定により左記のとおり損失補償を申請いたします。

記

一　事業の種類		
二　損失の原因となった駐留軍の行為		
三　損失をこうむった区域及び期間	区域	
	期間	年　月　日から 年　月　日まで
四　事業経営阻害の状態		
五　損失をこうむった期間に相当する期間における平年の事業経営上の所得額		
六　損失をこうむった期間中の事業経営上の所得額		
七　補償を受けようとする額		
八　その他参考となる事項		

備考

一　「損失をこうむった期間に相当する期間における平年の事業経営上の所得額」は、損失をこうむったときの前三年以上の間の当該区域における平均収穫数量等を基準とし被害発生時の価格により算出した所得額（粗収入額から経営費を差し引いた額。以下同じ。）とする。

二　「所得額」を証明するための資料並びにその他の事項を証明し又は説明するために必要な参考資料を添付すること。

改正前

（損失補償の申請）

第一条　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により損失補償の申請をしようとする者は、補償されるべき損失の内容を説明する参考資料を添付して、損失補償申請書正副各一通を提出しなければならない。

２　［同上］

様式第一号

損失補償申請書

年　月　日

申請者の住所
氏名
（名称）　　印

防衛大臣　殿

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律第二条の規定により左記のとおり損失補償を申請いたします。

記

一　事業の種類		
二　損失の原因となった駐留軍の行為		
三　損失をこうむった区域及び期間	区域	
	期間	年　月　日から 年　月　日まで
四　事業経営阻害の状態		
五　損失をこうむった期間に相当する期間における平年の事業経営上の所得額		
六　損失をこうむった期間中の事業経営上の所得額		
七　補償を受けようとする額		
八　その他参考となる事項		

備考

一　「損失をこうむった期間に相当する期間における平年の事業経営上の所得額」は、損失をこうむったときの前三年以上の間の当該区域における平均収穫数量等を基準とし被害発生時の価格により算出した所得額（粗収入額から経営費を差し引いた額。以下同じ。）とする。

二　「所得額」を証明するための資料並びにその他の事項を証明し又は説明するために必要な参考資料を添付すること。